

# 大川市議会第2回定例会会議録

平成30年6月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防	長	田	中	嘉親
人	事	秘	書	課	長	馬
					淵	嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古
						賀
						収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長	石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長	岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記	山 本 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第38号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

---

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。6月18日には、皆様御存じのように、大阪北部において震度6弱の地震が起きました。まずもって、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意をあらわすとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い平穏な日々が来ますようお祈り申し上げます。

今日は、議会最終日でございます。まずもって、議員各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第30号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

#### ○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第30号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思います。

まず、議案第30号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、生産性向上特別措置法の公布に伴い、中小企業者等が導入する一定の機械・装置等の設備について、条例公布の日から平成33年3月31日までの間に取得されるものに係る固定資産税について、課税標準の特例割合を定めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、本市が策定する導入促進基本計画に基づき、導入される中小企業の一定の機械・装置等の設備について、固定資産税をゼロに軽減するとのこととあります。

委員会では、まず、軽減の対象となる中小企業の機械・装置等はどのようなものかたまたましたところ、対象となる機械・装置等については、市町村で策定する導入促進基本計画の内容に適合することが前提となるが、例えば、機械装置であれば1,600千円以上のもの、測定工具及び検査工具であれば300千円以上のものが対象となっており、その他、器具備品や建物附属設備等、細かい項目に分かれており、対象となる最低取得金額が定まっているとのこととあります。

また、本市でいえば、木工業等に関係する機械・装置等だけが対象になるのかたまたましたところ、農業や水産業に関係する機械・装置等も対象になる旨の答弁がなされたところとございます。

さらに、この規定の適用を受けることによる固定資産税の税収への影響をただしましたところ、3年間は固定資産税をゼロに軽減することにより、その間に係る税収は入ってこない

が、4年目からは税収増が見込まれるとのことでございます。また、この制度は、本市の中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しすることで、中長期的には市の経済に寄与することを期待する旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号 平成30年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げたいと思います。

説明によりますと、本案は、歳入歳出予算及び地方債の補正をしようとするものであり、その概要は次のとおりであります。

民生費には、生活保護システム改修業務委託料2,269千円が計上されております。

土木費には、市道郷原一木線改築等の社会資本整備総合交付金事業費43,000千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は45,269千円となり、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、繰入金及び市債をもって充当するとのことであります。

次に、地方債の補正につきましては、道路橋りょう整備事業に係る限度額の変更を行おうとするものでございます。

委員会では、まず、8款2項3目道路新設改良費の事業内容についてたどしましたところ、市道郷原一木線の改築工事と鬼古賀地区の舗装補修工事で、市道郷原一木線の改築工事については、20メートルの工事延伸や用地買収、さらには建物補償算定の委託及び建物の補償費等であり、舗装補修工事については、鬼古賀地区の延長550メートルの延伸を予定している旨の答弁がありました。

また、市道郷原一木線の今後の事業計画等についてたどしましたところ、平成24年度から第3期事業として着手している有明海沿岸道路から川口カントリー前交差点までの区間786メートルについては、平成32年度完成を目標に事業を推進している旨の答弁がなされました。

関連で、市道郷原一木線を拡幅しても、県道である川口カントリー前交差点が広くなると事業効果が出ないので、大牟田川副線バイパス事業について、早期に交差点部から着手していただくよう県に要請していく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**○議長（川野栄美子君）**

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第30号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第31号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長報告を求めます。文教厚生委員長、水落常志君。

**○文教厚生委員長（水落常志君）（登壇）**

皆さんおはようございます。文教厚生委員長報告をさせていただきます。

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第31号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定について、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員の資格要件が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本市条例第11条第3項第4号の規定を、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改め、これまで教育職員免許を更新せずに、失効している者も対象となることを明確化したもので、特別免許状、臨時免許状、特別支援学校教諭免許状等の取得者も対象となるものであります。また、資格要件を拡大するため、これまでは、高等学校を卒業されていない方は対象外であったが、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを資格要件の規定に追加するとのことであります。

委員会では、放課後児童支援員の資格要件拡大に関して、具体的にどのような事例や背景があるのかただしたところ、何らかの理由で高等学校を卒業するに至らなかった方が、これまで長く学童保育所に勤務し尽力されていても、放課後児童支援員の資格が得られないということで、各市町村から国に対し要望が上がり、今回の法改正に至ったとのことであります。本市においてはこれまで、同様の事例はなかったものの、今後の状況等を見据え、国の基準に合わせ、資格要件を整理するものである旨の答弁がなされました。

次に委員会では、放課後児童支援員の世代交代や人材確保に関して、状況等を把握しているのかただしたところ、学童保育所によっては、支援員が退職した場合の次の人材がないとの報告もあるので、今後は、市が行う支援員の募集に対して応募された方を、必要とする学童保育所で雇い入れていただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

また、委員からは、学童保育所運営事業委託のあり方について、事業が目指す目的を見失わないよう、行政が委託後の事業の状況等を把握し、10年先、20年先の長いサイクルで、支援員の確保等も含め、計画性を持って事業に取り組んでいただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第31号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第35号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

#### ○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第35号 市道路線の認定について、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、中古賀地区と津地区の2路線であります。

説明によりますと、まず、中古賀地区の野ノ口線は、県道鐘ヶ江酒見間線に接続する路線で、三又小学校西側に位置しており、延長は約103.76メートル、幅員は6.0メートルであります。

次に、津地区の中ノ古田1号線は、県道新田榎津線と市道中ノ古田登佐柳線とをつなぐ路線で、大川南中学校北東側に位置しており、延長は約100.2メートル、幅員は4.0メートルであります。

両路線ともに、住宅開発に伴いつくられた道路で、今回、土地所有者から寄付採納願が提

出されたことに伴い、市道認定基準に基づき、認定を行うものであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

#### ○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第35号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 大川市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております議案第38号 大川市議会基本条例の制定について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第38号 大川市議会基本条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



次に、会議録署名議員を指名いたします。

9番石橋正毫君、10番遠藤博昭君、以上2名を指名いたします。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで、市長からの発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

**○市長（倉重良一君）**

おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、このたび大阪北部で発生をいたしました地震によりまして亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。一日も早い平穏な日々が戻られますようにお祈りを申し上げます。

さて、この議会におきまして、議員の皆様には、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議の上、御議決いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、審議の課程におきまして議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

引き続き議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（川野栄美子君）**

これにて平成30年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

**午前9時51分 閉会**

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 石 橋 正 毫

大川市議会議員 遠 藤 博 昭